

令和6年度 第1回郡上市特別職報酬等審議会議事録

- 【開催日時】 令和6年10月28日（月）
午前9時30分～午前11時23分（1時間53分）
- 【開催場所】 郡上市役所本庁舎 4階大会議室
- 【出席者】 委員：池田喜八郎、長尾亨、木嶋勘逸、山下優子、中田美和子
蒲昌範、上村ひとみ、丸井秀樹、佐藤飛鳥（9人）
市側：山川市長
河合市長公室長、土松人事課長、青木人事課係長
- 【欠席者】 委員：小林久人
-

1. 開会（人事課長）

2. 委嘱書交付

（市長が委員に直接辞令書を手渡した。）

3. 市長あいさつ

本日は大変お忙しい中ご参集いただきまして、誠にありがとうございます。

先ほど人事課長からもお話がございましたが、特別職及び議会議員の報酬等につきまして、皆様の忌憚のないご意見をいただきたいと思います。

特別職及び議会議員の報酬等につきましては、委員の皆様の市民的な感覚や考え、そういったものを十分反映させていただきまして、議会に条例の改正案を提出する際の重要な意見とさせていただくこととなりますので、どうか今日のご審議よろしくお願いいたします。

4. 自己紹介

（各委員より自己紹介）

5. 役員選出

人事課長	審議会条例第4条の規定により、会長を選出いただきたい。会長は委員の互選によると定められていることから、選出にあたり、ご意見を伺いたい。
委員	事務局案があればお願いしたい。
人事課長	事務局案としましては、前会長の池田委員に引き続きおねがいしたい

	と思いますが、いかがでしょうか。
委員	(「異議なし」の声)
人事課長	異議なしとのことなので、池田委員に会長をお願いする。次に、会長の職務代理を、条例の規定により会長の指名により選任いただきたい。
会長	自治会連合会長の長尾委員にお願いしたい。
委員	(「異議なし」の声)
人事課長	異議なしとのことなので、長尾委員に職務代理をお願いする。

6. 会長あいさつ

皆さんおはようございます。

今日は特別職報酬等審議会ということで、委員の皆様にはご出席いただきましてありがとうございます。

私も10年余りこの委員を務めさせていただいているが、会長も3年目ぐらいになるかと思います。皆様の協力を得ながら慎重に審議して、諮問に答えていきたいというふうに考えております。皆様方のご協力をお願いいたしまして、挨拶に代えさせていただきます。どうかよろしく願いいたします。

7. 諮問

(市長が会長の前に出て諮問書を読み上げ手渡した。また、他の委員には写しを配布。)

○ 諮問事項

令和6年度における市議会議員及び常勤の特別職職員（市長・副市長・教育長）の期末手当の支給月数を0.10月分引き上げること。

(市長退席)

8. 審議事項等

会長	郡上市特別職の報酬等についての説明を求める。 なお、当審議会については、市民の傍聴を可としており、議事録は市のホームページで公開するので、ご承知おき願う。
事務局	(資料により説明)
会長	委員から意見を伺い、総合的にまとめていきたいと考えているので、

	審議をお願いしたい。
委員	市長・副市長・教育長が、令和１０年までという長期間給料を減額することになった経緯のご説明をお願いしたい。
人事課長	トップマネジメントを充実させるということで、副市長を２名体制にした。その財源を出すため、それぞれ市長２０％、副市長１５％、教育長１０％を減額するという減額措置をしている。
市長公室長	加えて、市の財政状況という点もある。 今年の４月までであるが、前市長のときにも、この減額措置はずっと行ってきた。 これは市の財政状況を鑑み、市長の判断で続けられてきたことだが、新しい市長においても、今申し上げました副市長２名体制、あわせて市の財政状況、これらを鑑みて、自ら減額することを表明され、減額措置をされたものである。
会長	前々市長が減額を提案し、前市長もそれを続けてきた。山川市長も自ら令和１０年まで２０％減を提案し、議会で可決され、条例が改正された。
委員	前回の審議会のときには、特例減額措置は令和６年度末までだったと記憶している。今回、令和１０年までというのは、特例減額措置が延長されたということか。
市長公室長	前市長の任期中は減額するというので、令和６年４月１０日までが、前市長に対しての減額の期間であった。 また、前副市長は令和６年５月１３日までが任期となっており、教育長も副市長の任期に合わせる形で、令和６年５月１３日まで減額することとなっていた。 その後の選挙により、令和６年４月１１日から現市長に変わり、令和６年５月１４日から現副市長も新たに選任された。 現市長・副市長のもと、この減額をどうするか協議され、６月の定例会において減額の特例条例案を提出し、令和６年７月１日から新たに減額することとなった。その減額の終期が令和１０年４月１０日まで、また、副市長・教育長にあっては、令和１０年５月１３日までとさせていただいた。
委員	郡上市に限ったことではないが、報酬月額４．４ヶ月分や４．５

	ヶ月分といった考え方だが、報酬月額に補正係数として20%とか15%を割り増ししている。そうすると、本来、報酬月額の15%増のところは5.175ヶ月分、20%増では5.4ヶ月分と表現する方が適切ではないか。
会長	郡上市だけではないということである。事務局に確認だが、なにか規定があるのか。
人事課長	他自治体においても同様の規定となっているが、表現についてはまた工夫させていただきたい。
委員	前にも説明を受けたが、市の特別職ではなく一般職員の方も、役職がつくと、5%や10%の割り増しがあるという話を聞いている。そのあたり、誤解を生みやすいと考える。
市長公室長	一般職員は、係長が5%、課長補佐が10%、課長が12%、部長が15%といった形で、役職に応じて一定の係数を掛けて算出している。 一般職員とのバランスという点を考え、特別職や議会議員にも当てはめた形で、計算するという仕組みになっている。この点については色々な考えもあろうかと思うが、このような制度ということでご理解いただきたい。
委員	一般企業の場合、純粹に4.5ヶ月分と言われれば、給料を30万円もらっている方であれば、給料30万円に4.5を掛けるが、30万円に15%上乘せした額に4.5を掛けるということになると、一般の方には理解してもらえないと思う。何ヶ月分と言われたら、自分と同じように捉える方が多いと思う。
委員	郡上に50人以上の企業がどれだけあるのか分からないし、それと比較する以外にも、個人事業主たちとの比較という点もあるため、金額的に妥当であるかは分からないが、八幡のため郡上のため、一生懸命やってもらえるなら、多少でも金額を上げて頑張ってもらいたいという思いもある。
委員	これからどんどん人口は減少する。10年ぐらい経ったときに、改めてこういう会議で考え直す必要があると思う。 市内の企業は市役所の給料を参考に行っている場合もあるため、ここがお手本になるように、郡上の将来の発展のために頑張ってもらいたい。

たいと思う。

委員

民間企業の場合、報酬を上げるということはなかなか難しいところもある。郡上市の財政は厳しい状況であるので、特別職、議員の皆さんには余計に頑張ってもらおうということで、引き上げるという判断でよいと思う。

委員

郡上市が財政難であるため、ずっと減額し、努力してくれているという点は理解できる。財政難であることがネックとなっている。議員の1人あたりの報酬を上げて郡上のために働いてもらうためには、議員の数を減らすことも考えなければならないと思う。

また、議員の働きが見えず、どういう働きをしてくれているかが今までも分かりづらいので、もっと目に見えて分かるような活動をしてくださいということをずっと言い続けてきた。

人口も減ってきて、どこを減らすかとなった場合、やはり市長やその周りを減らしていく必要はあると感じる。ただ、市長や議員の活動内容に対して、報酬は上げてあげたいという思いもある。そのために、皆さんにはもっと市民に見える活動をしてほしい。

委員

私は結論から先に言うと、今回の期末手当の改定は妥当だと思う。ただし、郡上市の議員報酬の状況を見ると、議長・副議長以外は31万円で、今回の改定により3万5,650円の増額となるが、議員のうち11名の方は65歳以上で年金を受給されていると思う。議員の報酬等が月額44万円ぐらいで、年金の月額が6万円を超えると、年金は半分为支給停止になるので、実際には金額を上げてあまり議員には入らないことになる。そういうことを考えると、大きな改定ではないと感じる。

本来、期末手当というのは、生活給で支出が大きくなる6月及び12月に、生活を補填するための手当であると思うため、議員に期末手当を支給するのは何かおかしいのではないかとということで、調べてみると昭和31年に議員に手当や報酬を出すようになったらしいが、もともと議員は名誉職であって、ボランティアでやっていた。そこに職員との差が生じていたため、議員報酬と期末手当を設けたということらしい。

ただ、自治法では、期末手当は議員報酬と違って払うことができるという規定になっているはずである。しかし、条例では支給することであるので、実際郡上市も支給しなければならないことになると思う。そういった面から期末手当はどうなるのかが疑問にはなってくるが、令和6年の市議会の議長会の調査結果を見ると、815の市

議会の中で、平均が４２万５，０００円に対し、郡上市の場合３１万円となっており１１万５，０００円ほど低い。そして５万人以下の人口のところが３００あるが、その中でも平均が３３万７，０００円であり、郡上市の場合は低いランキングとなっている。

また、ある調査会社の調査結果を見ますと、８１５の自治体のうち郡上市は６８１位とかなり低い方になっている。そういった面から、今後、議員のなり手がいなくなるようなことを避けるためにも議員報酬は上げていかなければいけないと私は考える。

議員には報酬をしっかりと確保し、常勤的な活動をしていただけるようになって欲しいという希望がある。

会長

委員から色々のご意見をいただいた。

今回の諮問は、特別職の期末手当のみであるので、報酬についてはまた折を見て意見を伺いたい。

委員

結論、私は０．１０月分の引き上げに賛成である。

山川市長のＳＮＳを毎日拝見させていただいているが、身近なことがたくさん載せられていて、子どもも一緒に見られるような内容で、写真や動画とかも載せられている。若い人たちが郡上市を知るための活動を積極的に行っているという実績に対して、０．１０月分引き上げは妥当であり、さらに引き上げてよいと考える。

減額措置をしているのは郡上市だけとあるが、これはどういったことか。

人事課長

郡上市では、先ほど申し上げましたとおり、副市長を２人体制にしたということで減額措置をさせていただいている。前年までは、他市では不祥事や財政的な問題を理由として減額していたところはあるようだが、今年度からは郡上市だけである。

委員

郡上市以外の市は、副市長は１人ということか。

人事課長

岐阜市、大垣市、各務原市、高山市、美濃加茂市も２人体制である。

会長

現在、職員数は定数を切っているのか。

市長公室長

合併した当時は職員が多かったため、減らす方針をとっていたが、ある時期から職員を確保していく方に舵を切った。しかし、退職が増え、新規採用が難しくなっており、職員数は減り続けているというのが実態である。

特に近年、どの業界においても人手不足ということは言われているが、公務員においても同じような状況であり、目標としている職員数に届いていない状態である。

会長 それでは全員のご意見をいただきましたが、今回の諮問の期末手当を0.1ヶ月分上げることにご異議ございませんか。

委員 (「異議なし」の声)

人事課長 これから答申書を準備いたしますので、それまで休憩時間とさせていただきます。

人事課長 ≪答申書(案)を委員に配布≫
(答申書を朗読)

議会議員及び常勤の特別職職員の期末手当の支給割合については、人事院勧告による一般職職員の例に準じて0.10月分引き上げ、年間支給割合を4.40月分から4.50月分とすることは妥当なものと認める。

(審議要旨)

今回諮問を受けた内容は、令和6年人事院勧告に基づく一般職職員の例に準じて行おうとするものであり、これまでも人事院勧告を尊重し、議会議員及び常勤の特別職職員の期末手当支給割合を改定してきた経緯があることから、諮問のとおり行うことが妥当であるとする結論に至った。

なお、議会議員の活動について、市民には見えづらい現状があることから、将来を見据えてあらゆる年代に対しわかりやすく周知するよう努められたい旨の意見があったことを申し添える。

会長 事務局から答申書(案)を朗読していただいたが、この答申書の内容でよろしいか。

委員 (「異議なし」の声)

会長 それでは了承をいただいたので、11月5日に私から市長に答申書を渡したいと思う。円滑な議事進行にご協力いただき感謝申し上げます。

9. その他

なし

10. 閉会（市長公室長）